

市長への生き生きメール

平成29年3月31日までお送りください。

☎総務課広報広聴係 ☎22-1331

FAX 24-4861



切りとり

のりしろ

市長への生き生きメール

市では、市民の皆さんから市政へのご意見やご提案をお寄せいただき、市長が直接目を通した上で、これからの市政に生(活)かしたいと考えています。ご意見ご提案をお寄せいただくときには、裏面にご記入の上、切り取り線の通りに切り取り、のり付けして郵送してください。

また、ファクシミリでも受け付けますので、裏面にご記入の上、そのまま送信してください。

氏名 住所

のりしろ

切りとり

989 0290

白石郵便局 承認

124

差出有効期間
平成29年3月31日まで

(郵便切手はいりません)

白石市役所

白石市長 山田 裕一行

白石市大手町1番1号

Radioactivity countermeasures

放射能対策

☎生活環境課放射能対策係 (旧勤労青少年ホーム内) ☎25-3720

東京電力に「白石の状況」を強く訴えていきます

市は、これまでも東京電力ホールディングス株式会社に対し、被害への早期対応と適切な損害賠償を繰り返し要求してきました。

これまで、損害賠償請求書を提出している、市が負担した事故被害対策経費のうち、東京電力が賠償に応じていない項目について、賠償に対する考え方を東京電力ホールディングス株式会社東北補償相談センター鈴木憲靖所長から直接説明を受けました。

山田市長は、賠償ばかりか、除染や汚染廃棄物処理などの対策についても、福島県と県境で差をつけられている現状を強く訴え、同社が加害者である事実を忘れず、誠意ある対応を強く要求しました。

なお、平成23年度分から平成25年度分までの事故被害

対策経費のうち、まだ賠償されていない経費について、原子力賠償紛争解決センターに和解仲介の申立てを行っています。

これからも市は、「白石の状況」を強く訴え、損害賠償を求めていきます。



1_山田市長が鈴木所長に請求書を提出 2_同社からの回答書の説明を受ける山田市長

通学路の除染を実施しました

広報しろいし8月号に掲載した通学路除染は、残っていた越河地区の市道西中畑線(660m)の除染作業を、12月22日に完了しました。除染方法は、道路路肩部分の天地返し(汚染され上層土と下層土を入れ替える)、堆積物(土壌)除去です。この方法により、除染対象となった箇所放射線量の低減を確認しました。これで、計画していた通学路除染は完了となります(斎川地区の国道4号路肩は、国土交通省が除染作業を実施し、11月25日に作業完了)。

●市道西中畑線の除染実施前後の平均空間放射線量(マイクロシーベルト/時)
除染前0.27 → 除染後0.17(測定高は地表50cm)



▲天地返しをして除染しました

Monthly Consultation

定例相談

相談種別	日時	会場	電話
人権擁護 行政	1月16日(月)	10:00~15:00 市役所2階 第2会議室	生活環境課 ☎22-1314
無料法律 農家	1月10日(火)	10:00~15:00 市役所3階 第3会議室	
こころの相談	1月4日(水)	10:00~12:00 農林振興センター	農業委員会 ☎22-1256
健康相談	1月24日(火)	13:30~15:30 健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
障害者	1月11日(水)・25日(水)	14:00~16:00 市役所3階 第3会議室	福祉課 ☎22-1400
補聴器巡回サービス	・リオン:1月13日(金)・26日(木) ・ブルーム(旧ワイデックス):1月24日(火)	13:00~14:00 市役所1階 東側和室	リオン ☎022-268-3311 ブルーム ☎022-267-3455

※2月のこころの相談は19ページに掲載しています。

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談(アライン)	いじめ問題等対策室(市役所4階 教育委員会内) i-line@city.shiroishi.miyagi.jp【24時間メール受け付け】 ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月~金 8:30~16:30)。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月~金 8:30~16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談(事前連絡必要)	①地域包括支援センター(総合福祉センター内): ☎22-1466 ②在宅介護支援センター茶園: ☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮: ☎24-5222 毎週月~金 8:30~17:15
青少年相談	青少年相談センター(市役所4階) 毎週月・火・木・金 8:30~16:30 ☎22-1342(内線445)
消費生活相談	消費生活相談室(市役所1階生活環境課内) 毎週月・水・金 9:00~16:00 ☎22-0783
DV・セクハラ相談(事前連絡必要)	男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月・水・金 9:00~17:00 ☎22-6035 ※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター【24時間電話受け付け】 平日: ☎0224-51-5361 夜間・休日: ☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内(大原町)。平日は福祉課(☎22-1400)でも受け付けています。